

# 日本国文部科学省とオーストラリア保健省との間のスポーツ分野における協力覚書

日本国文部科学省とオーストラリア保健省（以下個別に「当事者」といい、総称して「両当事者」という。）は、

- ・ スポーツ分野において二国間に存在する友好関係と協力を促進及び強化する意思に動かされ、
- ・ 競技者やスポーツ関係者のための交流プログラム及び両国の相互利益のための情報の交換を通じて両当事者間の友好的な関係の推奨と発展を図り、
- ・ 両国における健全なスポーツの維持の必要性を認識し、
- ・ 効果的な協力が両当事者の利益にかなっていることを確信するとともに、そのような協力が、両当事者の共通の関心事項に資し、両当事者の国民のスポーツと社会発展の強化に貢献することを信じ、

以下のとおり、決定に至った。

## 1. 目的

両当事者は、本覚書並びに各国において隨時有効な法令、規則、規定及び国内政策に従い、相互主義と相互利益に基づいて、スポーツ分野における協力を強化、促進及び発展させることを共に決定した。

本覚書は、新規及び既存のチャンネル、パートナーシップ及びネットワークを発展、披露及び維持することによって、二国間の関係を強化する。

## 2. 協力分野

各当事者は、スポーツにおける協力の奨励及び促進のために必要な措置をとるよう努める。

両当事者は、プログラム、経験、技能、技術及び知識の交換を奨励及び促進するよう努める。それは以下の分野を含むが、それに限られない。

- a) 大規模な競技大会の開催、スポーツ政策及び国際協力計画に関する知識の共有並びに大規模な競技大会での代表団の受入れにおける両当事者の共通の関心の認識
- b) 競技者及びチームのトレーニング及び試合
- c) 指導者のトレーニング及び配属
- d) スポーツリーダー、行政官及びスポーツ関係者を含めた交流プログラム及び訪問

- e) スポーツ科学関係者のための及びスポーツ科学の発展におけるトレーニング、  
交流及び訪問
- f) 指導者教育、カリキュラム開発、スポーツ教育、スポーツマネジメント、スポ  
ーツ施設の開発及び経営の分野におけるトレーニング及び交流
- g) スポーツ分野における情報及び研究の開発に係る技術、インフラ及びプログラ  
ムの交換
- h) スポーツのアンチ・ドーピング分野における技術、プログラム及び知識の訓練  
及び交換
- i) 八百長及び違法なスポーツ賭博の防止に関する情報共有に向けた政府の政策に  
関連する訓練及び知識の交換
- j) エリートまでのキャリア形成の政策及びプログラムに関する知識の交換
- k) 活発なレクリエーション並びに健康政策の戦略、プログラム及びキャンペーン  
に関する知識の交換
- l) 本覚書の枠組み内において、相互協力に焦点を当てるスポーツへの関与及び広  
報の取組の促進
- m) 本覚書の枠組み及び相互利益において適當とされるその他の分野及び内容

### 3. 情報交換

- 1. 両当事者は、本覚書の目的の達成に関する情報の交換を行う。本覚書に基づき、その枠組における情報交換の詳細は、両当事者間で相互に決定され、書面により記録される。
- 2. 両当事者は、そのような情報の公開に関する各国の国内法令に沿って、本覚書に基づく情報を交換する。
- 3. 両当事者は、他の当事者から提供されたいかなる情報をも不正アクセスや不正公開から保護する。
- 4. 受領側当事者は、そのような情報の管理又は公開に関して、情報を提供した当事者によって課せられるいかなる条件、制限又は注意をも尊重する。
- 5. 両当事者は、情報を提供した当事者の書面での同意なしに、本覚書の下で得た情報を第三者に公開しない。
- 6. いずれか一方の当事者が、その国の法令によって、本覚書の下で送付された情報の公開を求められた場合、他方の当事者と協議を行う。

#### 4. 実施

- 1. 両当事者は、書簡の交換、会議又はその他法的拘束力のない文書を通じて、本覚書の下での個別のプログラムの実施及び発展を促進する。そのような個別に法的拘束力のない文書は、協力、情報交換、手続、知的財産の扱い、財源及びその他の適切な事項に係る内容を含むことができる。

2. 各当事者は、本覚書に基づいて協力実施の調整を行う。
3. 両当事者は、本覚書の運用を定期的に見直すとともに、実施する協力活動に必要な更新又は修正を相互に決定する。

## 5. 修正

本覚書は、両当事者間の書面による相互の同意により修正することができる。

## 6. 紛争の解決

本覚書の解釈や実施に起因するいかなる紛争も、協議又は交渉を通じて両当事者によって友好的に解決される。

## 7. 財政事項

本覚書の枠組において実施される協力活動のための財政事項は、財源上可能な範囲内において個別に、両当事者によって相互に決定される。

上記段落のいかなる内容にかかわらず、両当事者は、本覚書の枠組において実施される全ての活動に出席又は参加するための各々の旅費及び生活費を負担する。

## 8. 本覚書の性質

○ 本覚書及びこれに基づき作成されるいかなる補助文書も、両当事者の意思の記録としてのみその機能を果たし、国内法や国際法の下でいかなる権利又は義務をも構成又は生じさせず、また、構成又は生じさせる意図を持たない。加えて、本覚書は、明示的又は默示的にいかなる法的手続をも生じさせないとともに、いかなる法的拘束力を有する又は法的強制力を有する義務をも構成又は生じせるものではない。

## 9. その他の権利と利益

○ 本覚書に含まれるいかなる内容にかかわらず、また、各国において隨時有効な法令、規則、規定及び国内政策に沿って、本覚書の実施が、一方の当事者の国の安全、国益又は公的な利益、公の秩序、知的財産権の保護又は文書、情報若しくはデータの機密に関する当事者の権利又は利益に影響を及ぼす場合、その当事者は、その権利及び利益が保護及び保全されていることを確保するため適切な措置を取る又は協議を実施することができる。

## 10. 開始、継続及び終了

1. 本覚書は、署名の日付から開始し、3年間継続する。
2. 本覚書は、両当事者が書面により相互に決定する場合、期間を延長することができる。

3. 本覚書におけるいかなる規定にもかかわらず、いずれか一方の当事者は、他の当事者に対し書面によって六か月前に予告を与えることにより、本覚書を終了させることができる。

日本側は平成29年1月14日にシドニーで、オーストラリア側は平成29年1月13日にキャンベラで、日本語及び英語による等しい本書二通に署名した。  
解釈に相違がある場合には、英語による本書による。

日本国文部科学省のために

オーストラリア保健省のために

草 著 紙 冊

